

東海市農政協議会会議録

1 会議名 令和7年度東海市農政協議会（第2回）

2 議 題

(1) 農業振興地域整備計画について

(2) 農業経営基盤強化促進法による農地の権利設定について

(3) その他

3 開催日時 令和7年（2025年）10月9日（木）

午前10時～11時

4 開催場所 市役所6階 603会議室

5 出席者

(1) 委 員

近藤洋子、久野光洋、久野良二、小島やよい、福田光太郎、木下俊春、三輪喜美子、板野浩美 計8人

(2) 事務局

環境経済部長 河田明、環境経済部農務課長 石松勝、
同主幹 角田大輔、同主事補 南日恒二郎

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴者数 0人

8 発言内容

【石松農務課長】

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中第2回の農政協議会に出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから東海市農政協議会を開催したいと思います。本日、山中委員、加藤委員からご欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。また、東海市農政協議会設置要綱第6条第2項に規定する開会の定数に達しておりますことも、ご報告を申し上げます。なお、この会議につきましては、審議会等の会議公開制度に基づきまして、公開で会議の方を進めさせていただきますのでよろしくお願いします。それでは次第に基づき、会長からごあいさつをいただきたいと思います。

【久野会長】

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、第2回東海市農政協議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。

さて、本協議会は農業に対して深い見識をお持ちの皆様の忌憚のないご意見を積極的にいただき、より良い農業を目指していくきっかけとなれればと考えております。

委員の皆様方にはご協力をいただきまして、本日の協議会を円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【石松農務課長】

ありがとうございました。続きまして、環境経済部長からご挨拶を申し上げます。

【河田環境経済部長】

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第2回農政協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃は本市の農業行政だけでなく、市政全般にわたりましてご理解とご協力をいただき、熱く御礼を申し上げます。さて、本日は本市の今後10年にわたる農業振興地域整備計画などをご協議いただく予定でございます。各委員の皆様にはそれぞれの立場から忌憚のない率直なご意見をいただきたいと思います。今後も引き続き、本協議会をはじめ、農業関係機関と連携して、本市の特色を活かした農業振興が図れるよう努力してまいりますので、なにとぞお力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いします。

【石松農務課長】

ありがとうございました。それでは以降の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【久野会長】

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

まず、協議事項(1)「農業振興地域整備計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

「農業振興地域整備計画について」概要を説明

【木下農政協議会職務代理者】

近代化不可地とはどのような意味や要件があるのでしょうか。

【事務局】

飛び地等により、集团的、効率的な営農が困難な土地を行政案件として農用地から除外するものです。

【木下農政協議会職務代理者】

農用地から除外された場合は農地ではなくなるということですか。

【事務局】

あくまで農用地区域ではなくなるだけで、農地として残ります。

【木下農政協議会職務代理者】

土地所有者から申出があったのですか。

【事務局】

行政が近代化不可地と判断し、申出を行っています。

【木下農政協議会職務代理者】

こういった事例は年に何度かあるのでしょうか。

【石松農務課長】

10年に一回の見直しの中で、全体を見渡し、農用地にそぐわない状況となっている農用地を、個別案件とは別で行政案件として除外をするものです。一方、農地の整備が進んだ等により、一帯の農地を行政案件として農用地へ編入する場合があります。

【角田農務課主幹】

農用地から除外したため、農地としての機能を失うわけではなく、あくまで農地として営農を継続することが可能です。計画上の区域の見直しとして認識していただければ問題ございません。

【木下農政協議会職務代理者】

税法上に変更はあるのですか。

【石松農務課長】

基本的に変更ございませんが、相続等の際に差異が生じる可能性はあります。とはいえ、宅地ほど課税額が変わることはありません。

【久野会長】

資料に番号やインデックスをつけてもらわないと、説明しているページが分かりづらいため、次回からは修正していただきたいです。

【事務局】

次回から修正します。

【久野会長】

第1回での説明と同様の内容が多かったですが、前回と比較して変更があった点はあるのですか。

【事務局】

大きな変更はございませんが、前は未記載であった個別案件の申し出があったため、それらの内容を含んだ資料になっております。

【久野会長】

それでは、協議事項(1)の「農業振興地域整備計画について」はこれで終了いたします。続きまして、協議事項(2)「農業経営基盤強化促進法による農地の権利設定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

「農業経営基盤強化促進法による農地の権利設定について」概要を説明

【福田委員】

今までの相対契約では、愛知用水の組合員資格を貸し手から借り手へ変更するか否かは、当事者同士で決定していましたが、今後についても同様の案内をして問題ないでしょうか。

【事務局】

問題ございません。

【小島委員】

工区として考えると、愛知用水の権利移動も行わなければ、工区同士で認識の相違が生まれてしまう可能性もあるかと思います。

【福田委員】

権利設定は自動解約であることに加え、基本的に解約の通知がされない一方で、愛知用水の権利移動については解約の際にも手続きが必要であるため、農地が返却されて愛知用水だけ取り残されてしまう可能性を考慮すると、愛知用水の権利移動は行うべきではないかと思います。

【石松農務課長】

現状では権利設定をせずに耕作している人もいる中で、行政が正確に状況を把握することは難しいため、どうしても工区単位等で対応をお願いする場面も出てくるかと思われます。行政としても可能な限り情報を提供させてもらう所存ですので、情報共

有等ご協力をお願いします。

【久野会長】

農地が荒れるよりは、他の人に耕作していただいたほうが良いと考える方もおおいらっしゃるかと思います。また、無償での貸し借りも可能だったかと思います。

【石松農務課長】

可能です。

【福田委員】

前提として耕作をする場合には申請が必要ということですね。

【角田農務課主幹】

おっしゃる通りです。しかし、現状として制度自体を認知しておらず、相続等の際に初めて知る方もいらっしゃるため、まだまだ把握しきれていない貸し借りもあると考えております。

【久野会長】

耕作放棄地を減らすというためにも、こういった制度を活用していくことが大事だと思います。

【久野会長】

他にご質問もないようですので、協議事項(2)「農業経営基盤強化促進法による農地の権利設定について」はこれで終了します。続きまして、事務局から共有事項があるため、説明をお願いします。

【事務局】

「農業経営収入保険加入促進について」概要を説明

【久野会長】

東海市が保険事業を展開しているということですか。

【石松農務課長】

農業共済が行っている収入保険に加入いただければ、東海市が補助をさせていただきます事業になります。

【角田農務課主幹】

加入には青色申告が必要ですが、現状の加入率は青色申告をしている人の3割程度にとどまっているため、積極的なご周知をお願いします。

【久野会長】

猛暑の影響で農作物の収量に影響が出た場合でも補償されるのでしょうか。

【角田農務課主幹】

所得の差がどれだけ生じたかが大きな基準になるため、収量の低下に伴い所得が低下したのであれば、対象となります。

【久野会長】

他にご質問もないようですので、以上をもちまして、第2回東海市農政協議会を終了いたします。

【石松農務課長】

皆様貴重なご意見ありがとうございました。会長につきましては、議事進行ありがとうございました。

【石松農務課長】

委員に対して事務連絡

協議事項を全て終了し、閉会。

令和7年（2025年）10月9日

会 長 久 野 光 洋